

平成二十一年六月二十二日受領  
答弁第五四二号

内閣衆質一七一第五四二号

平成二十一年六月二十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に  
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、御指摘の局長が虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で逮捕されたことは、誠に遺憾であると考えており、検察当局による捜査に協力するとともに、当該捜査結果等を踏まえ、厳正に対処してまいりたい。

二及び三について

御指摘の答弁書は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局において案を作成し、舛添厚生労働大臣の決裁を経た上で、平成二十一年六月十二日の閣議において決定されたものである。

四について

先の答弁書（平成二十一年六月十二日内閣衆質一七一第四九九号）二及び三についてでお答えしたとおり、一般に、国会において局長等が政府参考人として説明を求められ、それが所管外の事項についてのものである場合には、局長等が答弁を差し控える旨の答弁をすることは、許容されるものと考えており、当

該答弁書において、このような答弁を行ったことが、問題であるとは考えていない。